

第22期福島県内水面漁場管理委員会  
第3回委員会議事録

- |   |     |   |
|---|-----|---|
| 1 | 日時  | 令和8年2月3日(火) 13時30分から14時16分まで  |
| 2 | 場所  | 福島県庁西庁舎 12階 講堂(福島市杉妻町2番16号)   |
| 3 | 出席者 | (委員) 片山亜優(会長)<br>熊田純道(ウェブ参加)<br>穴澤敬子<br>大堀一幸(ウェブ参加)<br>武内佳之<br>中沢重一<br>石井弓美子(ウェブ参加)<br>三木志津帆(ウェブ参加)<br>吉田真弓<br><br>(書記) 廣瀬 充(水産課副課長)<br>平川直人(水産課主査)<br>寺本 航(水産課主査)<br>伊藤裕子(水産課副主査)<br><br>(県側) 平田豊彦 水産課長(書記長)<br>佐久間 徹 水産事務所長<br>後藤勝彌 水産資源研究所<br>渋谷武久 内水面水産試験場長<br>渡部もも 水産事務所主事 |
| 4 | 議事  | (1) 議案<br>議案第1号 遊漁規則変更認可(内共第24号)について(諮問)<br>議案第2号 令和8年度目標増殖量について<br>議案第3号 コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について(協議)<br><br>(2) 報告事項<br>ア 漁業権に係る資源管理状況等の報告について(報告)<br>イ 令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について(報告)  |

5 会議  
(1) 開会  
廣瀬書記

定刻となりましたので、ただ今より第 22 期第 3 回福島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。

委員の出席状況を御報告いたします。

本日は委員 10 人中、9 名の御出席をいただいております。

なお、熊田委員、大堀委員、石井委員、三木委員におかれましては、ウェブでの御参加となっており、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第 3 条第 5 項の規定に基づく情報通信機器を活用しての御参加となります。

よって、本委員会は、漁業法第 173 条で準用する漁業法第 145 条第 1 項の規定により、定員の過半数をもちまして成立いたしますことを御報告申し上げます。

(2) 会長  
挨拶  
廣瀬書記

はじめに、片山会長より御挨拶をお願いします。

片山会長

会議に先立ちまして、一言、御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。また、日頃から福島県内水面漁業への御支援、御協力をいただきまして厚く御礼申し上げます。

近年の内水面を取り巻く環境は、気候変動等による水温上昇や大規模な自然災害の頻発、また、外来生物による生態系の変化やカワウ等による食害など、さらには、熊の出没急増など、極めて厳しい状況に直面しております。

本委員会は、こうした課題に対して、水産資源の保護培養、漁場の環境保全、遊漁の秩序維持など重要な役割を担っております。

関係機関や内水面漁業関係者との緊密な連携により、持続可能な漁場環境を次世代へ引き継ぐことができるよう、本委員会として、引き続き、誠心誠意取り組んでまいります。

本日の委員会ですが、議案が 3 件、報告事項が 2 件予定されております。

議案につきましては、例年の目標増殖量及びコイヘルペスウイルス病に係る委員会指示に加え、遊漁規則変更認可にかかる議案がございます。

委員の皆様から活発な意見を頂戴しながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶に代えさせていただきます。

廣瀬書記

ありがとうございました。

(3) 議長  
の選出  
廣瀬書記

続きまして、議長を選出いたします。

委員会運営規程第3条第1項の規定により、会長が会議を主宰することとなっておりますので、片山会長に議長をお願いしたいと思います。片山会長、よろしくお願いいたします。

(4) 議事  
録署名人の  
選出

片山会長

議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたします。議長指名とさせていただきますので、よろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

片山会長

それでは、議事録署名人に大堀委員と石井委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

(5) 議案  
片山会長

それでは、議事に入ります。

議案第1号「遊漁規則変更認可（内共第24号）について（諮問）」を議題といたします。

本件に関して、知事より諮問されております。詳細について知事部局から説明をお願いいたします。

平田課長

はい、議長。

片山会長

お願いいたします。

平田課長

水産課の平田です。

議案第1号「遊漁規則変更認可（内共第24号）について」説明いたします。

資料1ページをお開きください。

令和7年9月1日付け7生流第2286号で知事から貴委員会へ諮問しております。伊北地区非出資漁業協同組合から申請のありました内共第24号の遊漁規則の変更認可について、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めるものです。

詳細につきましては、担当から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

寺本主査 はい、議長。

片山会長 お願いいたします。

寺本主査 水産課の寺本です。  
遊漁規則変更認可（内共第 24 号）の内容について説明いたします。同じく資料 1 ページ、「2 遊漁規則変更の内容」を御覧ください。変更内容は、ワカサギ遊漁期間の変更です。  
資料 2 ページ、新旧対照表をお開きください。  
変更部分に線を引いております。第 4 条の遊漁期間を変更しております。変更の概要としましては、ワカサギの遊漁期間を短縮し、周年であったものを 7 月から 12 月までとしております。  
資料 3 ページ、遊漁規則変更認可に係る審査一覧を御覧ください。  
表の真ん中に、変更理由を記載しております。変更理由につきまして、田子倉湖においてワカサギの個体数減少が見られるため、ワカサギの繁殖保護を目的として、産卵期である 1 月から 6 月を禁漁とする、としております。  
一番下から 2 行目、遊漁を不当に制限しないものであるかの審査については、審査の結果、資料 4 ページに示す遊漁規則認可基準 1 の（1）を満たすことから「適」としております。なお、遊漁規則認可基準は、貴委員会に協議の上、県が定めたものでございます。  
内共第 24 号伊北地区非出資漁業協同組合の遊漁規則変更認可についての説明は以上でございます。なお、今後の事務手続きの中で、遊漁規則変更案に対して文書法規上の軽微な修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。御審議よろしくお願いいたします。

片山会長 ありがとうございます。  
ただ今、知事部局より説明がありましたが、委員の皆様から御質問、御意見はございますか。

中沢委員 はい。

片山会長 中沢委員、お願いいたします。

中沢委員 今回は遊漁期間の変更で、繁殖期が一番の理由になっています。私もワカサギ釣りをやりますが、ワカサギのシーズンは今頃の冬場という感じですね。これは今後、繁殖の状況を見て、また変えることも検討されるのでしょうか。

寺本主査 はい、議長。

片山会長 お願いいたします。

寺本主査 水産課の寺本です。  
今回、伊北地区非出資漁業協同組合からの申請につきましては、内水面水産試験場の調査結果に基づき、このような期間にしたという背景がございます。今後の状況につきましても、調査結果を踏まえて、漁業協同組合が規則変更することになります。

中沢委員 はい。

片山会長 お願いいたします。

中沢委員 今後は漁業協同組合で判断して、変更の手続きをするといった理解でよろしいでしょうか。

寺本主査 はい、議長。

片山会長 お願いいたします。

寺本主査 水産課の寺本です。  
基本的には遊漁規則に関しましては、漁業協同組合から申請があったものに対して、認可するものですので、今の御理解で間違いありません。

平田課長 はい、議長。

片山会長 お願いいたします。

平田課長 水産課の平田です。  
補足になりますけれども、規則の変更については漁業協同組合の主体で考えることになるかと思いますが、その時の資源や産卵の時期が、どういう状況になっているかは、内水面水産試験場で調査を行っていますので、これからもアドバイスはしていけると思います。その上で漁業協同組合がどのように判断していくかになるかと思っています。

片山会長 ありがとうございます。  
そのほかに御意見はございますか。

渋谷場長

はい、議長。

片山会長

お願いいたします。

渋谷場長

内水面水産試験場の渋谷です。

漁業協同組合と内水面水産試験場の間のやりとりについて説明します。田子倉湖のワカサギの漁期は、通常、8月から寒くなる10月いっぱいまでですが、春先では4月から6月にかけて、ちょっと特殊な釣り、ムーチングというものがありまして、産卵で岸に寄ってきたワカサギを捕って、それを餌にするというような釣りがあります。今、田子倉湖のワカサギ資源が、かなり少なくなっている状況の中で、資源を保護して増やしましょうと春先から初夏にかけて動き、産卵期のワカサギを捕るのを止めていただいています。漁協としても、今後の資源管理に有効であるという考え方がありまして、我々も調査研究をやっている立場として資源を守るという点では有効ということで、このような変更になっているという状況でございます。

片山会長

ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

片山会長

ほかに無いようですので、議案第1号「遊漁規則変更認可（内共第24号）について」をお諮りいたします。

諮問のとおり決定することに異議無い旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（委員4名中4名挙手、ウェブ参加委員4名中4名挙手）

片山会長

会場及びウェブで御参加の委員についても確認しました。

全会一致ですので、議案第1号「遊漁規則変更認可（内共第24号）について」は諮問のとおり規則改正することに異議無い旨、答申することといたします。

なお、答申につきましては、5ページ、答申文案の記の欄に「諮問のとおり認可することに異議ありません」と記載して知事に答申することといたします。

片山会長

では次の議案に移ります。

議案第2号「令和8年度目標増殖量について」を議題といたします。これは、当委員会が決定するものですので、事務局から説明をお願いいたし

ます。

寺本書記

はい、議長。

片山会長

お願いいたします。

寺本書記

内水面漁場管理委員会書記の寺本です。

議案第2号「令和8年度目標増殖量について」説明いたします。

資料6ページを御覧ください。

1 目標増殖量の概要について説明いたします。

まず前提として、漁業権の説明をいたします。(1) 漁業権とは、漁業法に基づき県が免許し、一定の水面において排他的に営むことができる権利です。内水面漁業協同組合に対しては、第五種共同漁業権を免許しております。(2) に説明しているとおり、第五種共同漁業権は、漁業法第168条において、当該内水面が増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において増殖する場合でなければ、免許してはならないと規定されており、漁業協同組合においては、増殖の義務が生じることとなっています。(3) 目標増殖量とは、増殖しなければならない数量を漁業協同組合に示すものであり、本内水面漁場管理委員会が決定し、公示するものです。

2 県内合計増殖実績の表を御覧ください。

平成26年度から令和6年度までの魚種別の増殖実績、及び令和6年度の目標増殖量達成率を示しています。後ほど報告事項ア「漁業権に係る資源管理状況等の報告について」でも説明しますが、令和6年度はウナギとモクズガニを除き、目標増殖量を達成しております。なお、未達成の理由として、どちらも種苗確保ができなかったことが主な理由です。

続いて、資料7ページ、目標増殖量変更の経過を御覧ください。

表1に、過去の変更の経過を示しております。直近では、令和5年度の漁業権免許切替に合わせ、数量の見直しを行っており、組合員数減少等による漁協経営の悪化を考慮し、コイ及びフナの数量を平成26年度の50%、マス類を60%、ウナギ及びウグイを40%としました。表2に、魚種別の具体的な数量を記載してありますので、併せて御確認いただければと思います。なお、これは県全体の数量となっております。

続いて、資料8ページを御覧ください。

令和8年度目標増殖量の設定に係る事務局方針案を説明いたします。まず、先ほど説明したとおり、令和5年度に目標増殖量を減量する見直しを行いました。次に、県内の遊漁者数の状況ですが、震災以降は大きく落ち込み、新型コロナウイルスがそこに追い打ちをかけたことが、令和3年以降は震災前の水準まで回復してきております。グラフを示しておりますので、併せて御覧ください。漁業協同組合の中には、組合員の減少、種苗費の高騰等により、

経営状況が厳しいところもありますが、遊漁者が回復してきている状況を踏まえますと、放流数を減らすのは得策ではないと判断しております。これらのことから、令和8年度の目標増殖量は、令和7年度と同数とすることを提案いたします。

資料9ページを御覧ください。

各漁業協同組合の魚種別の令和8年度目標増殖量をお示ししております。先ほど説明しましたとおり令和7年度目標増殖量と同数の数量となっております。本日の審議の後、決定した目標増殖量は、水産庁の技術的助言に従い、インターネットで公示することといたします。なお、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、事務局に一任いただきたいと思います。

説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見はございませんでしょうか。

中沢委員

はい。

片山会長

お願いいたします。

中沢委員

教えてほしいんですけども、8ページに目標増殖量の設定方法が書いてあります。私、前職で阿武隈川の改修担当をしまして、昭和61年8月の洪水後は平成の大改修、今回の令和元年の台風で河道掘削等々やっていますが、ここで設定方法は、適地面積掛ける魚種ごとの放流基準も算定の根拠になっています。

実際、河道改修するときには、平水、年間の半分程度の流量を基準として、そこから上だけを掘って、水面の面積は変えないような掘り方をしています。最初はこの結果、適地面積が変わっているのかと思い、気をつけなければいけないのかなと気になっていたんですが、説明の中で組合員の減少とかが根拠になっているということで安心しました。

そこで、基本的には川の状況とかも見ていらっしゃるという理解でよろしいのでしょうか。この適地面積とは水面の面積なのか川自体の延長と幅なのかというところを教えて欲しいです。

寺本書記

はい、議長。

片山会長

お願いいたします。

寺本書記

基本的には漁業権の切替時、10年に1度、調査を実施しています。具

体的な調査方法については、内水面水産試験場より説明をお願いいたします。

渋谷場長 はい、議長。

片山会長 お願いいたします。

渋谷場長 有効放流量の算定の方法では、適地面積を使うということで、こちらは非常に簡単に流程の長さ掛ける川幅で求めています。その川幅を平均化するために、例えばアユに適している漁場であれば、川幅をかなりの頻度で測っていった平均値をとりまして、それに流程を掛けて面積を出すという掛け算で出しております。

片山会長 中沢委員、よろしいですか。

中沢委員 はい。

片山会長 それでは、ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

ほかに無いようですので、議案第2号「令和8年度目標増殖量について」をお諮りいたします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(委員4名中4名挙手、ウェブ参加委員4名中4名挙手)

片山会長 会場及びウェブで御参加の委員についても確認しました。  
全会一致ですので、議案第2号「令和8年度目標増殖量について」を原案のとおり決定しました。

なお、本決定につきまして内水面漁場管理委員会のホームページに掲載するとともに、関係者に通知することといたします。よろしくをお願いいたします。

片山会長 続きまして、議案第3号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

寺本書記 はい、議長。

片山会長 はい、お願いいたします。

書記の寺本です。

議案第3号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」を説明いたします。なお、コイヘルペスウイルス病を「KHV病」と省略して説明いたします。

資料10ページを御覧ください。

概要ですが、KHV病はコイだけに感染し、死亡率が高く、養殖業等に多大な被害をもたらすため、持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病に指定されております。

「2 全国及び県内におけるKHV病の発生状況」を御覧ください。図1に全国の発生状況を示しています。平成15年11月に茨城県で発見され、平成16年には910件と多くの発生が見られました。その後の発生件数は減少傾向で、令和6年は23件となっています。

次に、県内の発生状況について、図2を御覧ください。本県におきましては、平成16年に阿武隈川及び釣り堀において発生が確認されました。そのため、平成16年7月9日付けで、当委員会は、阿武隈川本支流についてのコイの持ち出し禁止、公共用水面等への放流の制限、遺棄の禁止について指示を発動し、現在まで継続しております。その後、県内における発生件数は、平成17年をピークに減少しましたが、その後も散見した発生がみられます。令和6年には、県中地方の公園の池において、1件発生が確認されましたが、令和7年に発生はみられませんでした。

次に、「3 コイの内水面養殖業収穫量」について、図3を御覧ください。これは平成20年から令和6年までの、コイの全国及び本県の養殖生産量を示しており、面グラフで表しているものが全国の生産量、棒グラフが福島、茨城、群馬をそれぞれ示しております。茨城県が全国1位の生産量ですが、福島県はそれに次ぐ全国2位となっており、有数のこい養殖業の県であることがわかります。

最後に、「4 既発生水域について」を御覧ください。国のコイヘルペスウイルス病防疫指針において、既にKHV病が発生した水域を既発生水域と位置付けており、福島県では、阿武隈川水系を既発生水域に指定しています。国の指針においては、既発生水域を解除する要件が示されていません。事務局としましては、引き続き、KHV病まん延防止のため、委員会指示の継続が必要であると考えております。

資料11ページを御覧ください。

委員会指示と、指示に基づく水域の指定に関する告示の原案を示しております。指示の内容は、「1 持ち出し禁止」、「2 放流の制限」、「3 遺棄の禁止」、4には、試験研究の適用除外の内容を付しております。指示

の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間としております。なお、「1 持ち出し禁止」の(二)に「委員会は、指定水域の範囲について速やかに告示するものとする。」と規定されているため、別に指定水域を定め、告示する必要があります。資料下段に、指定水域を定める告示案を示しております。指定水域は、従来どおり「阿武隈川本流及び支流」としております。また、新たな水域において、KHV病が発生するなど、緊急に水域の指定が必要となった場合は、迅速な対応が求められることから水域の指定の追加については会長一任としてくださるようお願いいたします。なお、指示及び指定水域を継続する案について、関係漁協である阿武隈川漁業協同組合及び南東北内水面養殖漁業協同組合に事前にお伝えし、「異議なし」の旨確認しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

片山会長

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見ございますでしょうか。

片山会長

無いようですので、議案第3号「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る内水面漁場管理委員会指示及び当該指示に基づく水域の指定について」を原案のとおり決定しました。本決定につきましては、県報に登載するとともに、関係者に通知することといたします。

また、今後、他水域へ感染の拡大が確認された場合、早急に対応する必要があるかと思っておりますので、新たな水域の指定につきましては、福島県内水面漁場管理委員会運営規程第12条第2項の規定に基づき、会長の専決事項として扱うことといたします。

(6) 報告  
事項

片山会長

続きまして、報告事項に移ります。

報告事項ア「漁業権に係る資源管理状況等の報告について」、事務局より報告をお願いいたします。

平田課長

はい、議長。

片山会長

はい、お願いいたします。

平田課長

水産課の平田です。

報告事項ア「漁業権に係る資源管理状況等について」報告いたします。資料12ページを御覧ください。

令和8年1月20日付け7生流3874号で知事から貴委員会へ報告しております。詳細につきましては担当から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

寺本主査

はい、議長。

片山会長

はい、よろしくお願いいたします。

寺本主査

水産課の寺本です。

資料13ページを御覧ください。

1の概要及び2の根拠規定を御覧ください。今回の報告は、漁業権漁業における資源管理の状況等について、漁業法第90条第2項及び漁業法施行規則第28条第3項に基づき、知事から貴委員会へ報告するものです。資料中段の「3 報告方法」に沿って、書面により内水面共同漁業権と内水面区画漁業権の漁業権者より報告を受けました。なお、報告の対象期間は、内水面共同漁業権は令和6事業年度、内水面区画漁業権は令和6年の1年間です。資料の「4 報告結果」について、別紙1から4に示しております。

資料14ページを御覧ください。

まず、別紙1に内水面共同漁業権における資源管理状況等の取組み一覧を示しております。表の左より免許番号、漁業権者となる漁協名、漁業権の行使の状況として組合員数と漁業権行使の有無、資源管理状況等に関する目標増殖量の達成状況と主な取組みを示しています。漁業権の行使については、28漁場のうち9漁場において、出荷制限の指示など東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響による漁場利用の制限がありました。次に、目標増殖量の達成状況については、28漁場のうち12漁場で目標増殖量の達成ができておりませんでした。目標増殖量を達成出来なかった要因として、東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響、種苗の確保ができなかったこと、種苗単価の高騰による経済的理由等の報告を受けており、漁業権者の責めに帰する事由ではないことを確認しております。増殖行為以外の取組みとして、漁場環境の整備や有害鳥獣対策、外来魚対策、地域参画などの取組みも実施されておりました。

資料15ページを御覧ください。

別紙2として、令和6事業年度における漁業権者ごとの遊漁承認証販売実績を表に示しております。東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により浜通り河川の多くで遊漁が再開されていない状況となっておりますが、その一方で、福島県全体の合計販売枚数は101,593枚となっております。震災前と同じ水準の販売枚数となっております。

資料16ページを御覧ください。

別紙3として、目標増殖量に対する漁場別・魚種別増殖実績を資料19ページまで示しております。資料19ページの下段に福島県全体での魚種ごとの増殖実績を示しており、その一番右端に福島県全体での目標増殖量あたりの達成率を示しております。県全体でみると、ウナギとモクズガニで100%を下回っております。先ほどの説明と重複しますが、どちらも種苗確保ができなかったことが未達成の主な理由となっております。各漁場・魚種ごとの放流実績の詳細については、後ほど御確認ください。

次に、内水面区画漁業権に関する報告について説明いたします。資料20ページを御覧ください。

別紙4として、内水面区画漁業権における令和6年の生産状況を示しております。27漁場のうち18漁場で取上数量の報告があり、9漁場では取上数量なしの報告でした。なお、今回取上数量がなかった漁場は、生産の都合等により一時的に利用していない漁場となっております。

資料12ページにお戻りください。

以上を踏まえ、知事から貴委員会への報告文にあるとおり、漁場が適切かつ有効に活用されていることを確認し、各漁業権者に対する漁業法第91条第1項に規定に基づく指導の必要がない旨報告いたします。

以上で、報告事項アの説明を終わります。

片山会長

ありがとうございます。

ただ今の説明につきまして、御質問、御意見等ありましたら、発言をお願いいたします。

吉田委員

はい。

片山会長

お願いいたします。

吉田委員

吉田でございます。

今の報告の中で、外来魚駆除の話がありましたが、いわき市においては外来植物も確認されており、鮫川河口あたりでは夏場になると、コカナダモや、外来種と思われるような浮草が、かなり繁茂しています。水産だけではなく農林とか土木部とかも関係してくると思いますが、漁場を守るといふ本委員会の観点からすると、外来植物の駆除に関しても、今後何か検討していけたらいいのではないかと考えております。

また、鮫川においては、カワリヌマエビという外来種のヌマエビや、ナガエツルノゲイトウが出てきております。ナガエツルノゲイトウは、川の中で増えてしまうと、駆除が非常に大変な植物ですので、関係機関と協力して、駆除に当たれるような体制を考えていただければと思っております。意見述べさせていただきました。

片山会長 御意見ありがとうございます。

平田課長 はい、議長。

片山会長 お願いします。

平田課長 外来魚や植物に関して、漁業権漁場で何か不都合が起きるようなことになれば、自然保護課や地方振興局と連携して、そのような取組をやっていけるところもあると思います。まずは情報をいただき、関係機関とも情報共有させていただいた上で、何かできることがあれば進めたいと思います。

片山会長 ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

片山会長 ほかに御質問、御意見がないようですので、ただ今の報告については御承知お願いいたします。

片山会長 それでは、次の報告事項に移ります。  
報告事項イ「令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」、事務局より報告をお願いいたします。

寺本書記 はい、議長。

片山会長 お願いします。

寺本書記 書記の寺本です。  
報告事項イ「令和7年度全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会について」報告いたします。  
資料の21ページを御覧ください。  
本年度の協議会は令和7年10月28日に千葉県千葉市で開催され、片山会長と事務局から私が参加いたしました。議事の内容について、抜粋して説明いたします。  
資料22ページを御覧ください。  
中央省庁への提案活動に係る令和8年度提案項目案について議事がございました。資料23ページの前書きに続き、24ページから40ページまで提案項目の案が記載されています。令和8年度提案項目は、令和7年度と同様であり、Ⅰ外来魚対策について、Ⅱ鳥類による食害対策について、Ⅲ魚病対策について、Ⅳ河川湖沼環境の保全及び啓発について、Ⅴ放射性

物質による汚染対策について、VIウナギの資源回復について、VII内水面漁場管理委員会制度の堅持について、の7項目とすることで議決されました。個別の説明は省略しますので、後ほど資料を御覧いただければと思います。

資料 41 ページを御覧ください。

会議では、これら提案項目の内容について検討され、東京都、千葉県から意見が提出されました。資料 42 ページから 52 ページまでその内容を示しております。東京都からは、外来魚対策について、対象種に「ニジマス」を追加することと、産業的外来種に関する「科学的な知見の収集」を追加すること、との提案がありました。また、鳥類による食害対策について、「堰等の河川横断構造物の改修」を追加すること、との提案がありました。さらに、河川湖沼環境の保全及び啓発について、3点ほど文言の追加に関する提案がありましたが、既に記載されている文言に包括される内容であるため、追加不要との意見があり、本提案は取り下げられました。千葉県からは、河川湖沼環境の保全及び啓発について、国民への情報提供に関する文言を追加することと、との提案がありました。東京都、千葉県からの意見については、取り下げのあった1件を除いて、東日本ブロック協議会としては、すべて了承されました。今後、全国内水面漁場管理委員会連合会の事務局で内容を精査した後、本年3月の理事会で検討されることとなっております。

資料 54 ページを御覧ください。

次回、令和8年度の東日本ブロック協議会は岩手県での開催が予定されております。

以上で報告を終わります。

片山会長

ありがとうございました。

御案内しておりました議事はすべて終了いたしました。そのほか、何かございますでしょうか。

片山会長

無いようですので、以上をもちまして、議長の任を終わらせていただきたいと思います。御協力ありがとうございました。

(7) 閉会  
廣瀬書記

御審議ありがとうございました。

以上をもちまして、第22期第3回福島県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。